

<重要> お申込みの前に必ずお読みいただき、本書は大切に保管してください。

重要事項説明書（光サービス）

株式会社 長崎ケーブルメディア

■はじめに

1 ご確認事項

お申込みの前に、重要事項説明書（以下「本書」といいます。）、株式会社 長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）が別途定める「長崎ケーブルメディア 総合契約約款」及び各サービス利用規約等（以下「約款等」といいます。）をご確認の上、光サービス加入申込書へご記入をお願いいたします。本書に記載の無い事項については、約款等が適用されます。

2 本書の取扱い

本書は、「ケーブルテレビ」及び「光インターネット」に関するものです。（一部サービスを除きます。）「ケーブルプラスSTB-2」、「光10Gコース」、「ケーブルプラス電話」、「ながさきけーぶるスマホ」、その他本書に記載の無いサービスをお申込みの場合は、別途お手続きが必要となりますので当社までご連絡ください。

3 本書及び約款等の変更・公開

本書及び約款等の内容は変更となる場合があります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の内容が適用されます。なお、本書及び約款等は、当社ホームページに公開されております。紙面での郵送を希望される場合は、当社までご連絡ください。

4 サービス料金等

- ・当社が提供するサービスの料金については、約款等に記載している料金表をご確認ください。また、詳しいサービス内容等については、当社指定のパンフレット又は当社ホームページをご確認ください。
- ・他社が提供するサービスの料金については、サービス提供会社へご確認ください。また、お客様にてサービス提供会社へのお申込みをお願いいたします。なお、a uスマートバリューのケータイ割引を適用するには、当社指定のサービスプランをご契約の上、お客様にてa uへのお申込みをお願いいたします。
※ a uスマートバリューの詳しい内容は、a u取扱店・a uホームページにてご確認ください。

5 ご留意事項

- ・記載の内容は2020年7月現在の情報です。
- ・表記税込金額は消費税10%込みの金額です。消費税率の改正があった場合は改正後の税率によります。また、前納されている場合には、消費税の差額をご請求することがあります。
- ・未成年者又は成年被後見人の方については、法定代理人（親権者・後見人）の同意が必要となります。光サービス加入申込書の法定代理人（親権者・後見人）同意欄に署名、捺印等をいただいた上で、お申込みをお願いいたします。
- ・当社は、お客様の本人性、年齢等の確認のため、身分証等の提示を求める場合があります。
- ・当社では、サービス提供に取得したお客様の個人情報を、当社が別途定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の保護に関する宣言」に基づいて適正に取扱います。詳しくは当社ホームページをご確認ください。
- ・本書に記載している製品又はサービス等の名称は、一般に各社の商標又は登録商標です。

6 お問い合わせ先

株式会社 長崎ケーブルメディア

〒850-0052 長崎市筑後町5-8

TEL/095-828-0120

URL : <https://www.cncm.ne.jp/>

受付時間/9:00～18:00（土・日・祝日も受け付けております。）

■「光インターネット」に関する重要事項

1 光インターネット工事

当社光インターネットの工事は、当社又は当社が指定する工事会社により事前に現場調査の上、実施します。

- ・現場調査について、お客様によるお立ち合いが必要な場合は、事前にご相談させていただきます。
- ・現場調査の結果によっては、別途工事費のお見積りが必要となる場合やお時間をいただく場合、工事をお断りさせていただきます場合があります。
- ・当社の設備が導入されていない集合住宅等にお住まいの場合は、オーナー様又は管理会社の事前承諾をお願いしております。また、その他状況により工事に関する事前承諾が必要となる場合があります。
- ・当社が機器を設置するにあたり、電源タップ、延長コード等が必要な場合は、お客様にてご準備ください。
- ・工事等について、当社の責によらない場合、当社はいかなる責任も負いません。

2 料金のお支払い

料金のお支払い方法は、口座振替又はクレジット決済となります。別途、預金口座振替依頼書等へのご記入・捺印をお願いいたします。

- ・口座振替の場合、振替日は毎月26日となります。(休業日の場合は翌営業日)
- ・クレジット決済の場合、口座振替日はカード会社の規約に基づく日となります。なお、クレジット会社によっては、お取扱っていない場合があります。
- ・加入に係る工事費、手続に関する料金は、当社がサービスを開始した日（以下「利用開始日」といいます。）の属する月の翌月に一括払いとなります。
- ・サービスプランの月額利用料は、利用開始日の属する月の翌月1日からの課金開始となり、お支払いは翌月払いとなります。
- ・オプションサービスの利用料のお支払いは、サービスごとに定めます。
- ・金融機関等の登録手続が間に合わない場合、初回ご請求分は振込用紙でのお支払いとなります。
- ・工事費及び手続に関する料金並びに利用料等、その他の債務について、支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合は、当社は、役務の提供を停止し、加入契約解除の措置を取らせていただきます。

3 端末接続装置の貸与

インターネットに接続するためのD-ONU（回線終端装置）（以下「端末接続装置」といいます。）は、当社からの貸与となりますので、加入契約等の解約時には当社へのご返却が必要となります。端末接続装置がお客様の故意、過失により故障、破損した場合は修理にかかる実費相当分を、紛失又は修理不能とした場合は約款等に定める損害金をお支払いいただきます。

4 端末機器の接続・設定

当社では、インターネットを利用するためのパソコン又はその他端末機器について、お客様での接続、設定をお願いしております。(LAN ケーブル、LAN アダプタ等についてもお客様にてご準備ください。)また、初めて当社のインターネットサービスにご加入いただくお客様については、インターネット接続初期設定訪問サポート（以下「訪問サポート」といいます。）を無料で実施しております。

●訪問サポート

- ・訪問サポートの申込期間は、端末接続装置の設置工事完了日から1ヶ月間となります。
- ・訪問サポートは、インターネットサービス1契約につき1回限りとさせていただきます。
- ・訪問サポートの内容及び注意事項については、「総合パンフレット」に封入している案内チラシに記載しております。
- ・訪問サポートをご希望の場合は、訪問サポートの内容及び注意事項に同意の上、当社までご連絡ください。

5 複数台接続

パソコンその他端末機器を2台以上ご使用になる場合は、お客様にて市販のルーター等をご準備いただくか、当社でお買い求めください。

6 通信速度

当社光インターネットは、ベストエフォート型サービスです。最低速度や平均速度を保証するものではありません。

- ・無線LAN端末機器をご利用の場合、機器の設置場所及びその間の障壁となり得るものにより、通信速度が遅くなる場合や電波が届かない場合があります。
- ・ルーター等を使用した場合、端末接続装置とパソコンを直結した場合と比較し、通信速度が遅くなる場合があります。
- ・お客様の通信量が長時間にわたって通信回線を圧迫した場合は、他のお客様のご利用に影響を及ぼすおそれがあるため、当社により通信速度を制限又は停止させていただく場合があります。
- ・光100Mコース又は光1Gコースをお申込みの場合、1000BASE-T / 1000BASE-TX対応の端末機器及びLANケーブルを推奨します。また、光1Gコースをお申込みの場合、ncm IPフォンの併用はできません。

7 無線ルーター（当社販売）

無線ルーターのご購入には、当社光インターネットのご加入が必要条件となります。お申込みの場合は、端末機器が無線LANに対応した機器であることをご確認ください。端末機器が無線LANに対応していない場合は、お客様にて対応子機（無線LANカード等）をご準備ください。

- ・無線ルーターの購入費は、購入日の属する月の翌月に一括払いとなります。
- ・無線LANの電波は、無線ルーター及び端末機器の設置場所、その間の障壁となり得るものにより、通信速度が遅くなる場合や電波が届かない場合があります。
- ・全ての通信機器の無線LAN接続を保証するものではありません。
- ・本製品に関する製品情報、接続方法、故障等については製造メーカーまでお問い合わせください。
- ・取扱製品、販売価格は予告なく変更する場合があります。
- ・無線ルーターをご購入の際は、当社までお申出ください。

8 3年約束割

3年約束割（以下本項において「本割引」といいます。）は、戸建住宅又はケーブル未対応集合住宅等にお住まいのお客様が当社光インターネット（光50Mコース・光100Mコース・光1Gコース）、ケーブルプラス電話、ケーブルテレビ（サービスプラン問わず）の3つのサービス（以下「対象サービス」といいます。）にご加入、かつ当社が指定する期間継続してご利用いただくことで、光インターネットの月額利用料が割引になるサービスです。（月額割引額については別表1をご確認ください。）ケーブル個別選択集合住宅又はケーブル全戸導入集合住宅等にお住まいの場合は、マンション2年割（7～8ページ）又は光マンションプレミアム割（8～9ページ）の適用となりますので各ページをご確認ください。

- ・本割引は、1世帯ごとの適用とさせていただきます。
- ・本割引は、戸建住宅又はケーブル未対応集合住宅等で、対象サービスのご利用をいただくこと、同一の登録口座又はクレジットカードにより対象サービスの料金をお支払いいただくこと、かつ本割引のお申込みをいただくことを適用条件とします。なお、ケーブルテレビのお支払いは月払いとさせていただきますを必須要件とします。
〔ケーブルプラス電話については、開通をもってサービス利用開始とさせていただきます。〕
〔開通日については、KDDI株式会社より送付される書類をご確認ください。〕
- ・本割引の適用期間は、適用条件を満たした翌月を1ヶ月目（起算月）とし、36ヶ月目までとなります。
- ・更新月は起算月から36ヶ月目とします。以降、お客様からのお申出がない限り、更新月の翌月を起算月とし、36ヶ月毎の自動更新となります。
- ・以下の場合には、所定の違約金が発生します。（違約金については別表2をご確認ください。）更新月及び更新月の前後1ヶ月間（合計3ヶ月間とし、以下本項において「違約金対象外期間」といいます。）以外で対象サービスのいずれかを解約された場合。
違約金対象外期間以外で本割引を解約された場合。
違約金対象外期間以外で光インターネットのサービスプランを当社が指定するサービスプランへ変更された場合。
違約金対象外期間以外で光インターネットを休止された場合。
及び何らかの事由により適用条件を満たすことができなくなった場合は、本割引の解約に伴い、その時点でご契約されている光インターネットのサービスプランと割引適用期間に応じて所定の違約金をご請求させていただきます。なお、違約金対象外期間内の場合、違約金は発生しません。また、本割引を解約されたお客様で、地デジプランをご利用の場合は、翌月より年払いへ変更させていただきます。
- ・本割引を適用中で、光インターネットのサービスプランを変更、かつ変更後も本割引の適用を希望される場合は、当社所定の手続きが必要となります。光インターネットのサービスプランを変更、及び再度本割引を適用するにあたり、変更前よりも月額割引額が増額又は同等となる場合は、違約金対象外期間以外であっても違約金は発生せず、更新月の変更もありません。また、月額割引額が減額となる場合は、変更前の光インターネットのサービスプランと割引適用期間に応じて所定の違約金をご請求させていただきます（違約金対象外期間内の場合、違約金は発生しません）。この場合、新たに適用条件を満たした翌月を1ヶ月目（起算月）とし、当該月の1日に光インターネットのサービスプランを変更、かつ本割引の適用条件を満たしている場合はその月を起算月とします。なお、光サービスエリアからの移転に伴い、ハイパーへサービスプランを変更、及び再度本割引を適用される場合は、月額割引額が減額となっても違約金は発生せず、更新月の変更もありません。
- ・対象サービスのいずれかを解約、又は何らかの事由により本割引の適用条件を満たすことができなくなった場合、当該月以降の割引適用はございません。
- ・工事費及び手続に関する料金並びに利用料等、その他の債務について、支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合、当社は、役務の提供を停止し、本割引解除（解約）の措置を取らせていただきます。この場合、本割引を再度お申込みすることはできません。
- ・本割引を解約した場合、付与されていた特典等は解除となります。

- ・ 移転又は何らかの事由により、お住まい（戸建住宅又はケーブル未対応集合住宅等）がケーブル個別選択集合住宅又はケーブル全戸導入集合住宅等へ変更となった場合は、割引サービスも変更となるため、本割引は解約となります。

・ 別表1 月額割引額

対象プラン	月額割引額	月額利用料（割引後）
光50Mコース	800円割引	2,900円（税込3,190円）
光100Mコース	1,100円割引	3,200円（税込3,520円）
光1Gコース	1,300円割引	3,400円（税込3,740円）

・ 別表2 違約金（不課税）

対象プラン	割引適用期間				
	1ヶ月目 ～12ヶ月目	13ヶ月目 ～24ヶ月目	25ヶ月目 ～34ヶ月目	35ヶ月目 ～37ヶ月目	38ヶ月目～ (違約金対象外 期間を除く)
光50Mコース	20,000円	15,000円	10,000円	0円	10,000円
光100Mコース	25,000円	20,000円	15,000円	0円	15,000円
光1Gコース	30,000円	25,000円	20,000円	0円	20,000円

9 マンション2年割

マンション2年割（以下本項において「本割引」といいます。）は、ケーブル個別選択集合住宅又はケーブル全戸導入集合住宅等にお住まいのお客様が当社光インターネット（光50Mコース・光100Mコース・光1Gコース）にご加入、かつ当社が指定する期間継続してご利用いただくことで、光インターネットの月額利用料が割引になるサービスです。（月額割引額については別表3をご確認ください。）光1Gコースをお申込みの場合は、光マンションプレミアム割の適用もお選びいただけますので8～9ページをご確認ください。戸建住宅又はケーブル未対応集合住宅等にお住まいの場合は、3年約束割の適用となりますので6～7ページをご確認ください。

- ・ 本割引は、1世帯ごとの適用とさせていただきます。また、光1Gコースをお申込みの場合は、光マンションプレミアム割との併用はできません。

- ・ 本割引は、ケーブル個別選択集合住宅又はケーブル全戸導入集合住宅等で、当社光インターネット（光50Mコース・光100Mコース・光1Gコース）のご利用をいただくこと、ご登録の口座又はクレジットカードにより光インターネットの料金をお支払いいただくこと、かつ本割引のお申込みをいただくことを適用条件とします。なお、ケーブルプラス電話、ケーブルテレビ等にご加入の場合は、光インターネットと同一の登録口座又はクレジットカードにより料金をお支払いいただくことを必須要件とします。

- ・ 本割引の適用期間は、適用条件を満たした翌月を1ヶ月目（起算月）とし、24ヶ月目までとなります。

- ・ 更新月は起算月から24ヶ月目とします。以降、お客様からのお申出がない限り、更新月の翌月を起算月とし、24ヶ月毎の自動更新となります。

- ・ 以下の場合には、所定の違約金が発生します。（違約金については別表4をご確認ください。）

更新月及び更新月の前後1ヶ月間（合計3ヶ月間とし、以下本項において「違約金対象外期間」といいます。）以外で光インターネットを解約された場合。

違約金対象外期間以外で本割引を解約された場合。

違約金対象外期間以外で光インターネットのサービスプランを当社が指定するサービスプランへ変更された場合。

違約金対象外期間以外で光インターネットを休止された場合。

及び何らかの事由により適用条件を満たすことができなくなった場合は、本割引の解約に伴い、その時点でご契約されている光インターネットのサービスプランに応じて所定の違約金をご請求させていただきます。なお、違約金対象外期間内の場合、違約金は発生しません。

- ・ 本割引を適用中で、光インターネットのサービスプランを変更、かつ変更後も本割引の適用を希望される場合は、当社所定の手続きが必要となります。光インターネットのサービスプランを変更、及び再度本割引を適用するにあたり、変更前よりも月額割引額が増額又は同等となる場合は、違約金対象外期間以外であっても違約金は発生せず、更新月の変更もありません。また、月額割引額が減額となる場合は、変更前の光インターネットのサービスプランと割引適用期間に応じて所定の違約金をご請求させていただきます（違約金対象外期間内の場合、違約金は発生しません）。この場合、新たに適用条件を満たした翌月を1ヶ月目（起算月）とし、当該月の1日に光インターネットのサービスプランを変更、かつ本割引の適用条件を満たしている場合はその月を起算月とします。なお、光サービスエリアからの移転に伴い、ハイパーへサービスプランを変更、及び再度本割引を適用される場合は、月額割引額

が減額となっても違約金は発生せず、更新月の変更もありません。

- ・本割引の適用とケーブルプラス電話のご利用をされる場合は、光インターネットの月額利用料が830円割引（以下本項において「セット割引」といいます。）となります。セット割引は、ケーブルプラス電話の月額基本料が満額での請求となった月（サービス利用開始となった日の属する月の翌月以降）からの適用となり、ケーブルプラス電話の解約、本割引の解約等によりセット割引の条件を満たさなくなった場合、当該月以降の割引適用はございません。また、ケーブルプラス電話を複数回線ご契約されている場合であっても、セット割引額（830円）の変更はできません。

【ケーブルプラス電話については、開通をもってサービス利用開始とさせていただきます。
開通日については、KDDI株式会社より送付される書類をご確認ください。】

- ・工事費及び手続に関する料金並びに利用料等、その他の債務について、支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合、当社は、役務の提供を停止し、本割引解除（解約）の措置を取らせていただきます。この場合、本割引を再度お申込みすることはできません。
- ・本割引を解約した場合、セット割引等の付与されていた特典は解除となります。
- ・移転又は何らかの事由により、お住まい（ケーブル個別選択集合住宅又はケーブル全戸導入集合住宅等）が戸建住宅又はケーブル未対応集合住宅等へ変更となった場合は、割引サービスも変更となるため、本割引は解約となります。

・別表3 月額割引額

対象プラン	月額割引額	月額利用料（割引後）
光50Mコース	800円割引	2,900円（税込3,190円）
光100Mコース	1,100円割引	3,200円（税込3,520円）
光1Gコース	1,300円割引	3,400円（税込3,740円）

・別表4 違約金（不課税）

対象プラン	割引適用期間		
	1ヶ月目～2ヶ月目	23ヶ月目～25ヶ月目	26ヶ月目～ （違約金対象外期間を除く）
光50Mコース	8,000円	0円	8,000円
光100Mコース	10,000円	0円	10,000円
光1Gコース	10,000円	0円	10,000円

10 光マンションプレミアム割

- ・光マンションプレミアム割（以下本項において「本割引」といいます。）は、ケーブル個別選択集合住宅又はケーブル全戸導入集合住宅等にお住まいのお客様が当社光インターネット（光1Gコース）にご加入、かつ当社が指定する期間継続してご利用いただくことで、光インターネットの月額利用料が割引になるサービスです。（月額割引額については別表5をご確認ください。）光50Mコース、光100Mコースをお申込みの場合、又は光1Gコースでマンション2年割の適用をご希望される場合は、7～8ページをご確認ください。戸建住宅又はケーブル未対応集合住宅等にお住まいの場合は、3年約束手割の適用となりますので6～7ページをご確認ください。
- ・本割引は、1世帯ごとの適用とさせていただきます。また、マンション2年割との併用はできません。
- ・本割引は、ケーブル個別選択集合住宅又はケーブル全戸導入集合住宅等で、光インターネット（光1Gコース）のご利用をいただくこと、ご登録の口座又はクレジットカードにより光インターネットの料金をお支払いいただくこと、かつ本割引のお申込みをいただくことを適用条件とします。なお、ケーブルプラス電話、ケーブルテレビ等にご加入の場合は、光インターネットと同一の登録口座又はクレジットカードにより料金をお支払いいただくことを必須要件とします。
- ・本割引の適用期間は、適用条件を満たした翌月を1ヶ月目（起算月）とし、36ヶ月目までとなります。
- ・更新月は起算月から36ヶ月目とします。以降、お客様からのお申出がない限り、更新月の翌月を起算月とし、36ヶ月毎の自動更新となります。
- ・以下の場合には、所定の違約金が発生します。（違約金については別表6をご確認ください）
更新月及び更新月の前後1ヶ月間（合計3ヶ月間とし、以下本項において「違約金対象外期間」といいます。）以外で光インターネットを解約された場合。
違約金対象外期間以外で本割引を解約された場合。
違約金対象外期間以外で光インターネットのサービスプランを変更された場合。
違約金対象外期間以外で光インターネットを休止された場合。

及び何らかの事由により適用条件を満たすことができなくなった場合は、本割引の解約に伴い、光インターネット（光1Gコース）の割引適用期間に応じて所定の違約金をご請求させていただきます。なお、違約金対象外期間内の場合、違約金は発生しません。

- ・本割引の適用とケーブルプラス電話のご利用をされる場合は、光インターネットの月額利用料が830円割引（以下本項において「セット割引」といいます。）となります。セット割引は、ケーブルプラス電話の月額基本料が満額での請求となった月（サービス利用開始となった日の属する月の翌月以降）からの適用となり、ケーブルプラス電話の解約、本割引の解約等によりセット割引の条件を満たさなくなった場合、当該月以降の割引適用はございません。また、ケーブルプラス電話を複数回線ご契約されている場合であっても、セット割引額（830円）の変更はできません。

ケーブルプラス電話については、開通をもってサービス利用開始とさせていただきます。
開通日については、KDDI株式会社より送付される書類をご確認ください。

- ・工事費及び手続に関する料金並びに利用料等、その他の債務について、支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合、当社は、役務の提供を停止し、本割引解除（解約）の措置を取らせていただきます。この場合、本割引を再度お申込みすることはできません。
- ・本割引を解約した場合、セット割引等の付与されていた特典は解除となります。
- ・移転又は何らかの事由により、お住まい（ケーブル個別選択集合住宅又はケーブル全戸導入集合住宅等）が戸建住宅又はケーブル未対応集合住宅等へ変更となった場合、又は光サービスエリアから変更となった場合は、割引サービスも変更となるため、本割引は解約となります。また、光サービスエリアからの変更に伴い、ハイパーヘサービスプランを変更される場合、違約金は発生しません。

・別表5 月額割引額

対象プラン	月額割引額	月額利用料（割引後）
光1Gコース	1,800円割引	2,900円（税込3,190円）

・別表6 違約金（不課税）

対象プラン	割引適用期間				
	1ヶ月目 ～12ヶ月目	13ヶ月目 ～24ヶ月目	25ヶ月目 ～34ヶ月目	35ヶ月目 ～37ヶ月目	38ヶ月目～ （違約金対象外 期間を除く）
光1Gコース	20,000円	15,000円	10,000円	0円	10,000円

11 エヌストレージ（オプションサービス）

エヌストレージ（以下本項において「本サービス」といいます。）のお申込みには、当社光インターネットのご加入が必要条件となります。

- ・本サービスの月額利用料は、利用開始日の属する月の翌月1日からの課金開始となり、お支払いは翌月払いとなります。
- ・本サービスは、インターネット上の128ギガバイトのファイルスペースを提供するサービスです。また、本サービスのご利用にあたり、インターネットへ接続できる環境が必要となります。
- ・本サービスのご利用にあたり、お客様が当社所定のお手続きに従って発行したID及びパスワードは、お客様の責任において管理していただきます。
- ・本サービスのご利用には、1IDあたり1のメールアドレスが必要です。
- ・ご登録のメールアドレスを亡失した場合、当社所定のお手続きに従って再登録が必要となります。なお、お手続きにあたり、メールアドレス再登録手数料として300円（税込330円）をお支払いいただきます。
- ・お客様が本サービスを解約した場合、又は当社が本サービスを終了等した場合は、ファイルスペースのデータ及びコンテンツ等は削除されます。なお、一度削除したお客様のデータ及びコンテンツ等は復元することはできませんので予めご了承ください。また、お客様のデータ及びコンテンツ等が削除されたことのお客様又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負いません。
- ・本サービスのご利用にあたり、当社が提供するスマートフォンアプリケーション「エヌストレージアプリケーション」をお客様が使用する場合は、当社が別途定める「エヌストレージアプリケーション使用許諾規約」が適用されるものとし、当社は、当該アプリケーションの利用者情報について、当社が別途定める「エヌストレージアプリケーション・プライバシーポリシー」に基づき取扱います。

12 ncm リモートサポート（オプションサービス）

ncm リモートサポート（以下本項において「本サービス」といいます。）のお申込みには、当社光インターネットのご加入が必要条件となります。

- ・本サービスの月額利用料は、利用開始日の属する月とその翌月までが無料期間となります。（再契約の場合を除きます。）お客様より解約のお申出が無い場合は継続利用とみなし、月額利用料については、無料期間の翌月1日からの課金開始となり、お支払いは翌月払いとなります。なお、解約のお申出は、利用開始日の属する月の翌月1日から承ります。
- ・本サービスは、パソコン、インターネットに関する操作、各種設定等を、電話及びリモート操作でサポートするサービスです。
- ・サポート対象は、オペレーションシステム（Windows、Mac）、ブラウザ、メールソフト、メディアプレーヤ、ウィルス対策ソフト設定となります。
- ・サポート内容は、インストール、初期設定、及び個人で使用を想定した基本的な操作方法となります。（モバイル端末向けのアプリケーションは対象外となります。）
- ・サポート時間は、専用受付番号にて9：00～21：00（年中無休）までとなります。
- ・本サービスは、お客様からお問い合わせいただいた内容に完全に対応することを保証するものではありません。
- ・本サービスは、パソコンメーカーやソフトウェア会社、インターネット接続事業者等が提供するサービスのサポートを代行するものではありません。内容によっては、直接各事業者へお客様ご自身でお問い合わせいただく場合があります。
- ・当社は、オペレーターの電話によるご説明に従ってお客様ご自身で実施された作業、又はお客様のパソコンを遠隔操作でオペレーターが実施した作業により、お客様ご自身に生じた損失及び他のサービス契約者を含む第三者に与えた損害について、いかなる責任も負いません。

13 サービスの中断

当社のインターネットサービスは、設備メンテナンス等により一時的に中断する場合があります。この場合、当社はいかなる責任も負いません。

14 初期契約解除制度

当社のインターネットサービス契約は、初期契約解除制度の適用対象となります。

- ・お客様は、当社が加入工事等の完了後に交付する「ご利用内容のお知らせ」を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、加入契約を解除することができます。
- ・加入契約を解除する場合は、加入に係る工事費等をご請求させていただきます。
- ・法人又は団体（法人等）の加入契約については、初期契約解除制度の適用対象外となります。
- ・初期契約解除制度の内容、条件等の詳細については、「ご利用内容のお知らせ」をご確認、又は当社までお問い合わせください。

15 契約変更のお手続き

加入契約の内容を変更される場合は、お早めに当社までご連絡ください。（サービスプラン等の変更については、一部を除き当社ホームページでも承っております。）加入契約の住所変更をされる場合は、別途、移転のお手続きが必要となり、当社又は当社が指定する工事会社により事前に移転先の現場調査を行い、工事を実施します。なお、加入契約の変更に係る工事費、手続に関する料金、変更後の利用料及び課金開始日等については、お手続きの際に当社よりご案内させていただきます。変更内容によっては、当社が指定する書面へのご記入等が必要となる場合があります。

16 解約のお手続き

加入契約又は各サービスを解約される場合は、解約希望日の14日前までに当社までご連絡ください。なお、一部オプションサービスを含め、当社が指定する書面へのご記入が必要となりますので、お手続きの際に当社よりご案内させていただきます。

- ・各サービスプラン及びオプションサービスの利用料は、当社がサービスを停止した日（以下「利用停止日」といいます。）の属する月までのご請求となります。
- ・利用開始日と利用停止日が同一月内の場合は、1ヶ月分の利用料等をお支払いいただきます。
- ・光インターネットの解約時には、解約手数料として2,000円（税込2,200円）をお支払いいただきます。
- ・光インターネットの最低利用期間は3ヶ月間とし、最低利用期間に満たずに加入契約を解約される場合は、解約手数料に加え、端末接続装置の撤去費として3,000円（税込3,300円）をお支払いいただきます。
- ・キャンペーンが適用される場合は、サービス内容を問わず、加入契約時に設定された最低利用期間以上のご契約が必要となります。最低利用期間に満たずに加入契約を解約又は変更される場合は、解約手数料、端末接続装置の撤去費に加え、加入契約時の工事費割引相当額等をお支払いいただきます。

- ・割引等の特約が適用される場合、特約ごとに定める違約金等をお支払いいただく場合があります。
- ・解約に係る費用等については、利用停止日の属する月の翌月一括払いとなります。ただし、状況によりお支払い方法等が異なる場合があります。
- ・マカフィー for ZAQ、i-フィルター for ZAQ等の一部オプションサービスは、当社ホームページからの解約が必要となります。

17 インターネットサービスの提供条件を説明する会社

株式会社 長崎ケーブルメディア（代理店届出番号：第J1915267号）

※長崎ケーブルメディア指定協力会社による場合は、会社名及び代理店届出番号を光サービス加入申込書等に明示いたします。